

令和 5 年度

豊田市内部統制評価報告書審査意見書

令和 6 年 8 月 22 日

豊田市監査委員

豊 監 発 第 4 2 4 号

令和 6 年 8 月 2 2 日

豊田市長 太 田 稔 彦 様

豊田市監査委員

松 永 浩 行

向 山 和 秀

太 田 博 康

板 垣 清 志

令和 5 年度豊田市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和 5 年度豊
田市内部統制評価報告書について、意見を提出します。

令和5年度豊田市内部統制評価報告書審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、市長から審査に付された令和5年度豊田市内部統制評価報告書について、同法の定めるところにより審査を実施した。

2 審 査 の 方 法 等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和6年7月10日から8月9日まで実施した。

① 令和5年度豊田市内部統制評価報告書

② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

3 審査の結果及び所見

令和5年度豊田市内部統制評価報告書について審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

具体的な点検テーマを選定していた令和4年度以前とは異なり、令和5年度からは点検・評価範囲を拡大して、「全庁的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」を評価することとされた。今回、「全庁的な内部統制」に関する取組においては、切手等金券類の管理方法が整備上の重大な不備に該当すると判断された。「業務レベルの内部統制」においては、個人情報の取扱いに関する2つの事務ミス事案が運用上の重大な不備に該当すると判断された。

切手等金券類の管理についてはこれまで定期監査でも指摘しており、報告書に記載のとおり是正策を徹底されたい。個人情報の取扱いに関する事務ミス事案は、市民の信頼を大きく損なう不適正事案である。このような事案が生じたことは誠に遺憾であり、個人情報を取り扱う際の職員の意識が大きく欠けているように感じられる。報告書に記載の是正策を実施するとともに、職員一人一人の意識を高め、今後は内部統制が有効に機能するよう更なる体制の強化を図り、重大な不備の再発防止に取り組まれない。